

## 館山市一般廃棄物処理基本計画(案)に係るパブリックコメントへの回答

令和7年11月11日から12月10日まで実施した、「館山市一般廃棄物処理基本計画(案)」に係るパブリックコメントでは以下のとおりご意見をいただきました。ご意見に対する回答は以下のとおりです。  
いただいたご意見を参考に「一般廃棄物処理基本計画」を策定していきます。

意見番号	ページ	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
1	19	「バイオマスプラスチックを使用したゴミ指定袋を導入する」と書いてありますが、令和4年度に、指定可燃ゴミ袋が導入されているのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり既に導入済みですが、今後も引き続き導入に取り組んでいくという意味で記載しています。
2	23	本文とは関係ないと思いますが、自己搬入時に他自治体からのゴミ搬入防止の為、近隣自治体は実施しているため、受付で運転免許証等の提示をすべきだと思います。	受付の混雑緩和のため、運転免許証等の提示は求めてはいませんが、必要に応じ、身分証明書の提示をお願いしています。
3	50	5. 中間処理の文章で、マテリアルリサイクル設備と施設が混在しているので、令和7年度から名称を使用している、マテリアルリサイクル施設に文章を統一したほうが読みやすいです。	過去の資料や文章を引用しているため、令和6年度以前は「マテリアルリサイクル設備」令和7年度以降は「マテリアルリサイクル施設」と新旧の使い分けをしています。
4	67 69	P.67で『特に、製品プラスチックはプラスチック製容器包装を除いたプラスチック資源のさらなる再資源化に向け、当該品目の分別開始及び再商品化を令和13年度までに目指す。』とする一方、P.69で『当面は、この分別区分等によるものとするが、令和13年度までに、現在は燃せるごみとして収集されている製品プラスチックの分別品目を追加する』と確定事項として明記されています。 その趣旨として、単に新たな分別区分を設けるというのみならず、「令和7年度一般廃棄物処理実施計画」で資源ごみに区分し拠点回収とされているインクカートリッジと異なり、委託収集等によりステーション回収をする方針であることも示すものではないでしょうか。	69ページは「第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分」ですので、ご推察のとおりステーション回収を前提としています。 なお、製品プラスチックの分別収集は令和13年度までに実施するため、67ページの記載を「令和13年度までに実施する」と修正します。

5	69	<p>現行の分別区分 伐採した植物は焼却するのではなく、堆肥化するなどの処理システムにして下さい。</p>	<p>計画書69ページ、76ページに記載のとおり、剪定枝について再資源化を検討していきます。</p>
6	69	<p>1.家庭系一般廃棄物の項に『なお、市内にある一般住宅が火災、災害その他特別な事情により被災し、その建物の解体等から排出されるごみは、ごみ分別基準により処理・処分を行っているが、天災その他特別な事情があると市が認めたときには、手数料を減免することができる。』とあります。 一方2.事業系一般廃棄物の項には同種の記載がありません。 これは、「事業系一般廃棄物は、災害減免しない」と示す意図があるのか。</p>	<p>災害ごみの取り扱いについては前基本計画にも同様に記載されており、計画の継続性から引き続き記載していますが、ご指摘のとおり家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物それぞれ該当するため、「第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項 4.災害時における廃棄物処理体制の構築」に記載します。</p>
7	70	<p>1)収集・運搬に関する目標として『分別区分の見直しを適宜行い、4Rのさらなる推進を目指す。』とありますが4Rを推進する、収集運搬の区分見直しというのが想像できかねます。具体例を添えるなどしていただいた方が、分かり易いです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第4章 1. 1)を以下のとおり修正します。  ごみの再使用(Reuse)や再生利用(Recycle)を推進するため、分別区分の見直しを適宜行い、循環型社会の推進を目指す。</p>
8	70	<p>表の赤字部分は、変更予定なのかと、疑問に思いました。 ※で赤字部分は、変更予定と表の下に文章を入れても良いのではないかと思います。</p>	<p>赤字部分は最終稿の変更箇所でしたので、黒字に修正します。</p>

9	71	<p>③適正処理困難物等『市が収集・処理を行わないものは、以下のとおりである』とあるが、計画期間中の確定事項か。または、現時点でのものであり、詳細は実施計画等に委ねることとし、適宜適切な対応を取ることとするのか。あまり固定されてしまうと、ごみ処理技術が進展しても処理困難物が減らないのではないかと心配になります。環境省も、処理困難物の処理の円滑化は推進方向で検討しているのではないのでしょうか。</p>	<p>計画はできるだけ具体的に記載する必要があると考え明記しています。 ただし、この計画は「ごみ処理基本計画策定指針」で「概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされていますので、今後状況の変化により見直しを行っていきます。</p>
10	72	<p>3)埋立ごみの再資源化『現在、中間処理後に埋め立てを行っているガラスくず及び陶磁器類について、令和8年度から委託先で再資源化を行う予定である。』とありますが、事業計画ではなく基本計画なので「令和8年度以降、ガラスくず及び陶磁器類は、民間処理施設を活用するなどして、可能な限り再資源化を行うこととする」等の方が、私には中期的方針としてしっくりきます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第4章 3. 3)を以下のとおり修正します。  令和8年度以降、ガラスくず及び陶磁器類については、民間処理施設を活用するなどして、可能な限り再資源化を行う。</p>
11	73 74	<p>『第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項』がありますが、ごみ処理施設の建設には、短くても10年はかかるとも聞きます。館山市はノープランで、やがて処理できず、ごみが溢れてしまうのではないかと不安になります。 「すぐその課題」とも感じられますが、現時点で(「一般的に」で構いませんので)考え得る3つ程度の選択肢を例示することは難しいのでしょうか。その上で「これらに限らず、情勢に応じ、最適な手法を選択」とするなどでも、市民の不安は和らぐかと思えます。</p>	<p>現在、計画に記載のとおり、周辺地域との集約化・広域化の可能性を含め情報を収集していますが、現段階でこの計画に記載できる方向性は固まっていません。 従って今後方向性が固まれば計画の見直しを行うとともに、詳細については個別の整備計画で決定してまいります。</p>
12	88	<p>館山市衛生センター(出野尾)を耐用年数まで使用して、鏡ヶ浦クリーンセンター(湊)に処理能力が有れば、下水道投入方式による処理をした方が、二重の経費にならずに済むと思えます。</p>	<p>衛生センターの整備については、下水道投入方式を含め、現在検討中です。</p>

13	どこか	<p>「分別区分って多いほどいいの？」と思ったりもします。特に2040年まで見据えた場合、技術革新や、社会情勢の変化もあるのではないのでしょうか。分別区分が増える⇒プラ袋&amp;収集車両が増える⇒温室効果ガス&amp;社会的コストが増える⇒環境負荷増とも思います。</p> <p>どこかに「ただし、処理技術の進展等社会情勢に応じ、分別区分や各分別の内訳となる種類を減らすこととする見直しも含め、適宜検討し、より環境負荷の低い収集体制の確立を目指す」とかでも、期間中に、より好ましい選択、方向性を目指せる気もします。</p>	<p>市ではごみの分別を促進し、再資源化につなげることを目標のひとつとしています。</p> <p>今後の処理技術の進展や社会情勢の変化による見直しは、分別に限らず、この計画全体に言えることなので、意見番号9のとおりに「ごみ処理基本計画策定指針」に従い適宜適切に見直しを行います。</p>
----	-----	--	---